

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例第15条、第6条、堺市立町家歴史館条例施行規則第19条	
所 管 課	歴史遺産活用 部	文化財 課
審 査 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例】 (使用料等)</p> <p>第15条 使用者は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>4 第6条及び第7条の規定は、使用料について準用する。</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】 (使用料の減免)</p> <p>第19条 条例第15条第4項において準用する条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市又は条例第21条の規定により歴史館の管理を行う指定管理者が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。市長が必要と認める額</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	